



平成26年5月21日

各 位

会 社 名 東京応化工業株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 阿久津 郁夫  
コード番号 4186 (東証第一部)  
問 合 せ 先 広報部長 安生 洋己  
TEL. 044-435-3000

取締役の報酬額改定ならびに取締役に対する株式報酬型ストックオプション(新株予約権)  
の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、取締役の報酬額改定ならびに取締役(社外取締役を除きます。)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額およびその内容に関する議案(以下、「本議案」といいます。)を、平成26年6月26日開催予定の当社第84回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 付議理由

当社の取締役の報酬額は、平成20年6月26日開催の第78回定時株主総会において、賞与を含め年額4億2,000万円以内(うち社外取締役分は年額2,500万円以内)(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与は含みません。)とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、株式報酬型ストックオプション制度導入による取締役の報酬体系の見直しを行うこと、その他諸般の事情を考慮し、取締役の報酬額を、賞与および株式報酬型ストックオプションを含め、年額4億2,000万円以内(うち社外取締役分は年額2,500万円以内)(ただし、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬および賞与は含みません。)に改定することにつきご承認をお願いするものであります。

また、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、株価上昇ならびに長期的な業績および企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、取締役(社外取締役を除きます。)に対し、上記改定後の報酬額の範囲内で、業績連動報酬として、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てるものであります。

## 2. 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 20,000 株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とします。

なお、本議案の決議日（以下、「決議日」といいます。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じとします。）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合、調整後株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡ってこれを適用します。

また、上記のほか、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

### (2) 新株予約権の総数

200 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の上限とします。なお、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は 100 株とします。ただし、上記「(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行います。

### (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日（以下、「割当日」といいます。）においてブラック・ショールズモデルにより算定した公正価額を基準として決定される額を払込金額とします。なお、当社は、新株予約権を割り当てた取締役に対して払込金額と同額の金銭報酬を支給することとし、当該取締役により、金銭による払込みに代えて、当該報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされるものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、上記「(5) 新株予約権を行使することができる期間」に定める期間内において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

② その他の条件については、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとします。

(ご参考)

本議案による取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当てに併せて、当社の執行役員に対しても、取締役に対する株式報酬型ストックオプションと同様のストックオプションとしての新株予約権を当社取締役会決議により割り当てる予定であります。

以 上